

# 事業評価票（PPP（官民連携）手法の検討を行う事業）

2	公共外貿コンテナふ頭施設等における指定管理者制度導入（港湾局港湾経営部）	整備着手	平成 29 年度						
施設の 計画概要 (局計画)	区分	所 在	階 数	延床面積	土地面積				
	現在地	東京都品川区東品川5丁目1番外	地上 階 地下 階	m <sup>2</sup>	53,266 m <sup>2</sup>				
	予定地	同上	地上 階 地下 階	m <sup>2</sup>	53,266 m <sup>2</sup>				
	<b>〈施設の概要及び計画〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京港の公共外貿コンテナふ頭は、首都圏の生活と産業を支えるための国際海上物流の海陸の結節点として必要不可欠な公共性の高いインフラである。</li> <li>ふ頭の一部である都有岸壁・棧橋は、東京港埠頭株式会社が所有する背後の荷さばき施設（ガントリークレーン等）と物理的に連続した施設であるが、現在は所有者毎に施設の管理運営を行い、利用者の対応窓口が分かれている。</li> <li>そこで、都有の岸壁・棧橋を埠頭会社の指定管理とすることで、背後の荷さばき施設との一体的な管理を実現するとともに、埠頭会社が有するノウハウを活用した効率的な管理運営により使いやすい港づくりの推進や都民生活の向上を図る。</li> </ul>								
	～27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	港湾運営会社による運営	直営実施（一部委託）	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理		
	<b>〈官民連携手法に伴うコスト比較等〉</b> <p>＜指定管理者の選定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：品川ふ頭外貿岸壁外3施設</li> <li>指定期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）</li> <li>選定方法：特命</li> <li>特 命 先：東京港埠頭株式会社</li> </ul> <p>＜導入効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>背後の荷さばき施設との一体的な管理により、利用者対応や日常管理に基づく補修工事等の実施が一元化されるなど、効率的な管理運営を実現。</li> <li>埠頭会社の豊富な管理運営実績とノウハウを活用し、サービス水準の維持・向上を図る。</li> <li>利用料金制を新たに導入し、弾力的な料金設定を可能とすることにより、将来の海運動向や経済情勢等の変化に対応。</li> </ul> <p>【導入前後比較における効果額等】</p>								
	局計画		直営		官民連携		その他		
	官民連携手法		指定管理者制度						
	全体事業費		- 千円						
29年度見積額		- 千円							
28年度予算額		51,460 千円							
計画評価 (土地・床関係)	局計画に対する評価						妥当 見直し 見送り その他		
計画評価 (建築技術関係)	局計画に対する評価						妥当 見直し 見送り その他		
所要額【参考】 (建築コスト関係)		- 千円							
制度評価 (官民連携手法関係)	・本施設における指定管理者制度の導入については、法令上の問題はない。 ・制度導入後は、制度の目的を達成するために利用者サービス向上に向けた取組が期待される。 ・また、指定管理者による運営に関して、履行状況や行政目的の達成度合い等の実施状況について、局が適切に把握していく必要がある。						官民連携手法に対する制度評価		
		妥当		見直し		見送り		その他	
29年度見積への 財務局評価	・指定管理者制度における利用料金制の導入により、従前と同水準の収入を確保した上で、窓口の一本化等の柔軟な運営体制の確立が可能となるなど、利用者サービスを向上させるものであるため、局見積のとおりとする。						局計画に対する評価		
		妥当		見直し		見送り		その他	
29年度予算額		- 千円							